

〇〇漁業協同組合第二種共同漁業権行使規則例

(令和5年1月30日一部改正)

沿革 年 月 日 認可
(年 月 日 変更認可)

(趣旨)

第1条 この規則は、この組合の有する二共第〇号の第二種共同漁業権（以下「二共〇号」という。）及び二共第〇号の第二種共同漁業権（以下「二共〇号」という。）並びにこの組合が〇〇漁業協同組合及び〇〇漁業協同組合と共有する二共第〇号の第二種共同漁業権（以下「二共〇号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めるものとする。

(注) この規則を漁業権ごとに定める場合は、題名中「漁業協同組合」の次に「二共第〇号」を加えること。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 次の表のア欄の漁業権について、イ欄の組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄のとおりとする。

ア 漁業権 (漁場名)	イ 漁業の名称	ウ 資格
二共 〇号 (〇〇)	〇 〇小型定置漁業	正組合員（又は組合員） であって当該漁業に〇年 以上経験を有し、理事会の 承認を受けた者であるこ と。
二共 〇号 (〇〇)	〇 〇小型定置漁業	
二共 〇号	〇 〇いかり止底刺し網漁業 〇〇〇〃 〇 〇〃 (以下「いかり止底刺し網漁業と 総称する。)	
	雑魚磯建網漁業（たが網漁業を 含む。以下同じ。)	

(注) 1 この表は、免許を受けている漁業について全部記載すること。

2 組合地区と関係地区が異なる場合には、資格として「〇〇（関係地区の名）に住所を有する者であること。」と規定すること

3 小型定置漁業およびいかり止底刺し網漁業については、資格者

として「理事会の承認を受けた者であること。」を規定すること。

4 東日本大震災の被害によって一時的に避難生活をしている組合員が、震災前の関係地区での操業を継続する意志を示している場合には、同地区に住所を有している者として取り扱うことは差し支えないが、必要に応じ「平成23年3月11日の時点において〇〇〇に住所を有していた者であって、理事会の承認を受けた者であること」等の規定を設けること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する者が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条の規定による組合員行使権を有する者は、当該資格に係る組合員行使権の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。ただし、いかり止底刺し網漁業を除く漁業については、当該漁業を営む者が病気等やむを得ない事情があると認められる場合は、理事の承認を得て当該漁業を営む資格を有する者に経営の一部又は全部を委任することができる。

(統数及び期間)

第4条 次の表のア欄の漁業権について、イ欄の漁業は、それぞれウ欄の統数の範囲において、エ欄の操業期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の保護培養又は漁業調整上必要と認める場合は、統数又は操業期間を制限することができる。

ア 漁業権	イ 漁業の名称	ウ 統数	エ 操業期間
二共 〇号	〇〇〇小型定置漁業	1 箇統以内	〇月〇日から 〇月〇日まで
二共 〇号	〇〇〇小型定置漁業	1 箇統以内	〇月〇日から 〇月〇日まで

二共 ○号	いかり止底刺し網漁業	○箇統以内	○月○日から ○月○日まで
	雑魚磯建網漁業	○箇統以内	○月○日から ○月○日まで

2 前項ただし書きの制限をしようとする場合は、理事は当該漁業に係る統数又は操業期間を指定してこれを公示しなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、その者に係る行使区域（漁具の敷設場所の範囲をいう。）、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する組合員行使権を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事は、前項の定めをした場合には、その内容について当該漁業を営む者に文書で通知しなければならない。

(勘案事項)

第6条 理事は、前条第1項に基づき毎年その年の当該漁業を営む者を定める場合には、次の事項を勘案しなければならない。

- (1) その者の当該漁業に対する生活依存度
- (2) その者の当該漁業の営まれる漁場に対する生活依存度
- (3) その者の当該漁業の経営能力

(漁具の制限)

第7条 次の表のア欄の漁業権について、イ欄の漁業は、それぞれウ欄の漁具又は漁法により営んではならない。

ア 漁業権 (漁場名)	イ 漁業の名称	ウ 漁具又は漁法
二共○号 (○ ○)	○○小型定置漁業	箱網の網目が○センチメートル（ ○節）未満の身網（○月○日から○ 月○日までの期間内に限る。）
二共○号 (○ ○)	○○小型定置漁業	

二共〇号	いかり止底刺し網漁業	(1)複合式刺し網 (2)網目の大きさが〇センチメートル未満の刺し網 (3)敷設する漁具の総延長が〇メートルを超える刺し網 (4)仕立て上がりで沈子網から浮子網までの高さが5メートルを超える刺し網 (5)沈子網が海底に着かない漁法 (6)刺し網を海底にねかせる漁法
	磯建網漁業（たが網漁業含む。）	(1)身網の沖側端が最大高潮時の海岸線から50メートルかつ水深20メートルを超える漁具（山田町以南の場合） 身網の沖側端が最大高潮時水深15メートルを超える漁具（宮古市以北の場合） (2)垣網の岸側端から身網の沖側端までの長さが50メートルを超える漁具 (3)身網の左側端から右側端までの長さが50メートルを超える漁具 (4)魚捕部の網目が、4.3センチメートル（8節）未満の身網（4月1日から5月31日までの期間内に限る。）

（いかり止底刺し網漁業の禁止区域）

第8条 いかり止底刺し網漁業は、次の点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、操業してはならない。

(1) 全期間に係るもの

ア ○○○

イ ○○○

ウ ○○○

(2) ○月○日から○月○日までの期間に係るもの

ア ○○○

イ ○○○

ウ ○○○

(全長等の制限)

第9条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものは採捕してはならない。

魚 種	全 長
○ ○ ○	○センチメートル
○ ○ ○	○センチメートル

(使用漁船の制限)

第10条 次の表の左欄の漁業は、右欄の総トン数を超える漁船を使用してはならない。

漁 業 の 名 称	総 ト ン 数
いかり止底刺し網漁業	○トン

(報告徴収等)

第11条 組合は、漁業権の適切な管理及び行使を図るため、当該漁業を営む者から必要な報告を徴し、理事、漁業監視員又は職員（以下「理事等」という。）をして漁場又は船舶に臨んでその状況を随時検査しなければならない。

2 当該漁業を営む者は、前項の規定による理事等の検査を拒み、又は妨げてはならない。

3 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量及び漁獲金額について、毎年○月末までに、組合に報告しなければならない。

(注) 操業日数は、操業期間としてもよい。組合が直接把握できる事項については、報告を省略することができる。

(理事の決定)

第12条 この規則の規定により理事が定める事項については、理事会の議決によって決めなければならない。

2 理事は、二共○号の管理及び行使に関する事項を決める場合は、あらかじめ（この漁業権を共有する漁業協同組合の）理事の中から選任された委員をもって構成する○○漁業権（連合）管理委員会の意見を聴かな

ければならない。

(注) 1 () 内は、共有漁業権の場合に限り記載すること。

2 第2項は、単独又は複数の組合で管理委員会を設置する場合に限り記載すること。

3 管理委員会（連合管理委員会を含む。）の設置にあたっては、別途規程を設けること。

（漁業権管理費の負担）

第13条 二共〇号、二共〇号又は二共〇号の内容となっている漁業を営む組合員は、当該漁業権の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	区分	単位	行使料の額
〇〇漁業	正組合員	年間	〇〇円
〇〇漁業	准組合員	年間	〇〇円
〇〇漁業	〇〇に住所を有する者	年間	〇〇円

3 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は、総会又は総代会で定め、これを公示しなければならない。

(注) 1 総代会の記載は、該当がある場合に限り記載すること。

2 経費を賦課する場合は、水産業協同組合法第22条の規定により定款に定める必要があり、その額及び徴収の方法は同法第48条第1項第4号及び第9号の規定により、総会の決議を経なければならない。

3 漁業権の管理目的以外で経費を賦課する場合には、行使料として徴収することは適当ではなく、水産業協同組合法に基づく賦課金として適切に対応すること。

（違反者に対する措置）

第14条 組合員又はその従事者（組合員と生計を共にする同一世帯に属する者を含む。以下同じ。）が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、理事は、当該組合員に二共〇号の行使をさせないことができる。

2 組合員又はその従事者がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科すことができる。

3 理事又は組合は、前2項の処分をしようとするときは、当該処分の相

手方にその旨を通知し、その者又は代理人が理事会において弁明する機会を与えるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、規程で定める。

2 前項の規程は、総会、総会の部会又は総代会の議決を経なければならない。

(注) 1 総会、総会の部会、総代会の記載は、該当するものを記載すること。

2 規程で定めることができるのは、この規則の実施規定だけであり、規則で定めるべき内容を定めることや規則の内容の上乗せ措置を規程で定めることはできない。